

## 第2次富加町男女共同参画計画

～あらゆる女性と男性がともに輝くまち とみか～



令和6年3月

# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	策定の背景	2
3	計画の位置づけ	4
4	計画の期間	5

## 第2章 計画の基本理念と基本目標

1	基本理念	6
2	基本目標	6
3	計画の体系	7

## 第3章 施策の具体的内容

【基本目標1】	あらゆる男女がともに活躍できる社会づくり	8
【基本目標2】	誰もが「安心して」「健康に」暮らせる社会づくり	11
【基本目標3】	「次の世代」への男女共同参画社会の基盤づくり	13

## 第4章 数値目標

用語説明	16
------	----

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

国においては、平成11年（1999）に「男女共同参画社会基本法」が施行され、その前文では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。平成12年（2000）には、この法律に基づく初めての国の計画として「男女共同参画基本計画」が策定され、以降5年ごとの改定を行いながら総合的かつ計画的に施策を推進しています。近年では、令和元年（2019）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の一部改正、令和2年（2020）に「第5次男女共同参画基本計画」の策定、令和5年（2023）に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の制定など、新たな取組が進められています。

岐阜県においては、平成15年（2003）に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を制定し、翌年に同条例に基づく「岐阜県男女共同参画計画」を策定しました。また、近年では令和4年（2022）に「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」と「清流の国ぎふ女性の活躍推進計画」が統合されました。さらに、令和6年（2024）には、社会情勢の変化に伴う新たな課題への取り組みを反映させた「岐阜県男女共同参画計画（第5次）」が策定されます。岐阜県においても、こうした計画を基に男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策が実施されています。

本町においては、平成26年（2014）3月に策定した「富加町男女共同参画計画」（令和2年3月改定）が令和5年度に計画期間の最終年度を迎えます。そこで、これまでの計画を引き継ぎつつ、平成28年（2016）に施行された「女性活躍推進法」や最新の社会動向、本町の現状、「富加町第5次総合計画後期基本計画及び第2次総合戦略」等の方向性を踏まえ、新たな視点で「第2次富加町男女共同参画計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

なお、本計画では、従来同様「男女」の用語を用いますが、多様な性的指向や性自認があることを尊重した上で、「男女」の概念を捉えていくことが重要であると考えます。

本計画は、こうした状況を踏まえて、本町での男女共同参画社会づくりを進めていくための指針として作成したものです。

## 2 策定の背景

### (1) 国際的な動き

年号（西暦）	内 容
昭和50年 （1975）	国際婦人年世界会議（メキシコ会議）において世界行動計画が採択
昭和54年 （1979）	国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択
昭和60年 （1985）	昭和54年に採択された「女子差別撤廃条約」に日本が批准
平成27年 （2015）	国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択。17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）（P16※1）が掲げられる。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### (2) 国の動き

年号（西暦）	内 容
昭和52年 （1977）	「国内行動計画」策定
昭和60年 （1985）	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」制定
平成8年 （1996）	「男女共同参画2000年プラン」策定

平成11年 (1999)	「男女共同参画社会基本法」制定
平成12年 (2000)	「男女共同参画基本計画」策定
平成13年 (2001)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」制定
平成17年 (2005)	「男女共同参画基本計画」（第2次）策定
平成19年 (2007)	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成22年 (2010)	「第3次男女共同参画基本計画」策定
平成27年 (2015)	「第4次男女共同参画基本計画」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」制定
平成30年 (2018)	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定
令和元年 (2019)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」一部改正
令和2年 (2020)	「第5次男女共同参画基本計画」策定
令和5年 (2023)	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」制定

### (3) 岐阜県の動き

年号（西暦）	内 容
昭和61年 (1986)	「岐阜県婦人行動計画」策定
平成6年 (1994)	「女と男のはあもにいプランーぎふ女性行動計画ー」策定
平成11年 (1999)	「ぎふ男女共同参画プラン」策定
平成15年 (2003)	「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」制定
平成16年 (2004)	「岐阜県男女共同参画計画」策定

平成18年 (2006)	「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」 策定
平成21年 (2009)	「岐阜県男女共同参画計画(第2次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画 (第2次)」策定
平成26年 (2014)	「岐阜県男女共同参画計画(第3次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 (第3次)」策定
平成29年 (2017)	「清流の国ぎふ女性の活躍推進計画」策定
平成31年 (2019)	「岐阜県男女共同参画計画(第4次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 (第4次)」策定
令和4年 (2022)	「岐阜県男女共同参画計画(第4次)」と「清流の国ぎふ女性の活躍推進 計画」の統合
令和6年 (2024)	「岐阜県男女共同参画計画(第5次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題 を抱える女性への支援のための基本計画」策定

#### (4) 本町の動き

平成26年 (2014)	「富加町男女共同参画計画」策定
令和2年 (2020)	「富加町男女共同参画計画」改定

### 3 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項において規定されている「市町村男女共同参画計画」として位置づけられるものです。
- (2) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に基づく、「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」として位置づけられるものです。
- (3) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV防止法」という)第2条の3第3項に基づく、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」として位置づけられるものです。
- (4) 本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」及び「第5次男女共同参画基本計画」、

岐阜県の「岐阜県男女共同参画計画」（第4次及び第5次）を踏まえ、「富加町第5次総合計画後期基本計画及び第2次総合戦略」及びその他各種計画との整合を図るものとしします。

- (5) 本計画は、「富加町男女共同参画計画」の内容を継承しつつ、新たな課題への取組を反映させた計画です。

#### 4 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化などにより新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

## 第2章 計画の基本理念と基本目標

### 1 基本理念

近年、社会や経済の環境が急激に変化し、ますます価値観が多様化する中で、これからは真の生活の豊かさが求められる時代となります。また、一人ひとりがそれぞれの生き方を自由に選択できる社会であることが望まれます。

そこで、本計画では、国の「男女共同参画社会基本法」が掲げる5つの理念や、「富加町第5次総合計画後期基本計画及び第2次総合戦略」などの上位計画に基づき、次の基本理念を設定します。

ひと ひと  
あらゆる女性と男性がともに輝くまち とみか

すべての人が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野とともに参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できることを基本理念として、男女共同参画社会をめざします。

### 2 基本目標

**【基本目標1】** あらゆる男女がともに活躍できる社会づくり

**【基本目標2】** 誰もが「安心して」・「健康に」暮らせる社会づくり

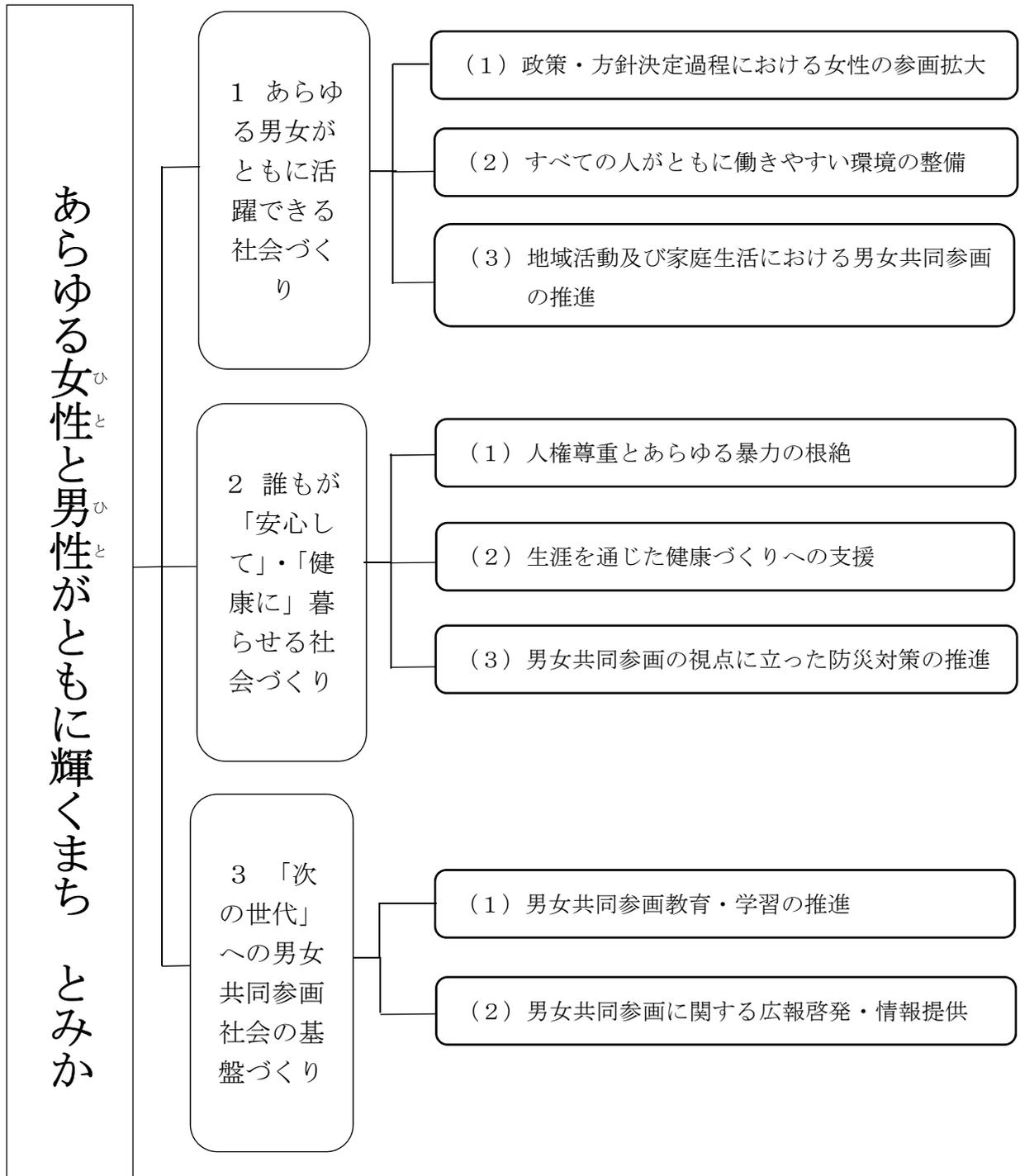
**【基本目標3】** 「次の世代」への男女共同参画社会の基盤づくり

3 計画の体系

【基本理念】

【基本目標】

【重点目標】



### 第3章 施策の具体的内容

#### 【基本目標1】あらゆる男女がともに活躍できる社会づくり

##### 重点目標（1）政策・方針決定過程における女性の参画拡大

###### ① 町の審議会等委員への女性の登用推進

富加町は、令和5年度までに各種審議会等全体における女性委員の比率がおおむね30%となるよう定めています。これについては、令和5年4月1日現在では25.6%に留まっているため、引き続き女性委員の登用を積極的に推進します。

具体的な取り組み	担当課
審議会などへの女性委員登用の推進 (女性委員のいない審議会などの解消をめざす)	全 課

###### ② 町の管理職などへの女性の登用推進

行政においても、管理職の女性登用を積極的に推進していく必要があります。管理職としての資質を備え、能力を発揮することができるよう、研修や講座などへ積極的に参加してもらい、女性の職業能力の伸長を図るなどの人材育成を行います。

また、管理職の登用に当たっては性別を問わず能力によるものとし、管理職にふさわしい人材育成に努めるとともに、女性の登用を推進します。

具体的な取り組み	担当課
管理職などへの女性職員の登用	総務課
リーダー育成などの講座や研修会への参加推進	総務課

###### ③ あらゆる立場の意見を反映させるシステムづくり

魅力と活力あるまちづくりを進めるため、あらゆる立場の意見を反映させることのできるシステムづくりを推進します。

具体的な取り組み	担当課
ワークショップ (P16※2)、パブリック・コメント (P16※3) などの推進	企画課

##### 重点目標（2）すべての人がともに働きやすい環境の整備

###### ① 男性中心型労働慣行の改善

男女がともにその能力に応じて働きやすい職場環境づくりをめざしていく上では、職

場における男性中心型労働慣行の改善が必要です。

また、女性においても、男だから女だからという意識をなくし、能力を積極的に発揮していくことが必要です。そのため、行政はもちろんのこと、商工会や町内事業者へも普及・啓発していきます。

具体的な取り組み	担当課
男性中心型労働慣行の確認・改善	総務課
男女を差別する意識の解消	全課
商工会や町内事業所への普及・啓発	企画課・産業環境課

## ② 職場における仕事と家庭の両立支援の促進

女性が働き続ける上で、出産、子育て、介護といった問題があります。子育てや介護は、家庭だけではなく社会で一緒にやっていかなければならないものです。

子育てや介護を女性だけが担うのではなく、男性も平等に担う必要があります。そのため、育児・介護休業制度をはじめとした支援制度をさらに普及・啓発していきます。

また、男性がこれまで以上に子育てや介護へ積極的に参加できるよう、職場における男性の育児や介護のための休暇等の取得を促進します。

具体的な取り組み	担当課
男性の育児や介護のための休暇等の取得促進	総務課
女性が働き続けられるための職場環境の改善	全課
女性の再就職に対する支援の働きかけ（商工会・事業所）	産業環境課

## ③ 商工会・地域の事業者との連携と啓発

町内事業者に対して、雇用に関する法令・制度を周知するため、通知文の送付や商工会への働きかけなど、積極的に情報提供や就業の場における男女共同参画の促進について認識を高める啓発を行います。

具体的な取り組み	担当課
地域の事業者への啓発	企画課
商工会との連携（町内事業所等への啓発促進）	産業環境課

## 重点目標（3）地域活動及び家庭生活における男女共同参画の推進

### ① 地域活動の役職などにおける男女共同参画の推進

地域活動は、最も身近な社会参画の場であるため、自治会などの地域活動に男女がと

もに参画できる環境づくりを推進します。また、子ども会や青少年育成、地域の見守りなど身近な地域での活動は、男性女性ともにバランスのとれた参画を働きかけます。

具体的な取り組み	担当課
自治会など地域役員への女性参画の推進	全 課
男性女性ともにバランスのとれた地域活動への意識改革	全 課

## ② 家事及び育児などを男女がともに担うことの推進

家庭における性別役割分担意識は、全般的に「女性の担当」が多くなっているのが現状です。昔からの男女の固定的な役割分担や性別による気づかない差別を解消していくためには、一人ひとりの意識改革を進めていく必要があります。

また、女性に負担がかかる子育てにおいて、家事及び育児における男性の参画を促すため、「広報とみか」や町ホームページなどを活用した広報・啓発活動を行います。また、講座等の実施にあたっては、母親だけでなく、父親やその家族にも参加してもらえようような内容・日時・場所の設定にも配慮します。

具体的な取り組み	担当課
夫婦・親子向けの食事、子育て講座の開催	教育課・こども課
子育て等における男女共同参画に関する広報・啓発活動の充実	教育課・こども課
家庭教育学級の開催	教育課

## ③ 子育て家庭への支援

居住する地域に子育てを支援する人がいなかったり、離れていたりするなど、子育てが孤立化している現状も多く見受けられます。子育てへの不安を感じたり、子育てで行き詰まった保護者が子どもに暴力を振るう状況に追い込まれたりする可能性もあります。子育てをしている家庭においての男女共同参画を推進するため、子育て家庭への支援を強化します。

具体的な取り組み	担当課
こども家庭センターの機能強化	福祉保健課・こども課
子育て支援拠点施設「すくすく」での活動の充実	こども課
子育て情報ネットワークの充実	福祉保健課・教育課・こども課

## 【基本目標 2】誰もが「安心して」・「健康に」暮らせる社会づくり

### 重点目標（1）人権尊重とあらゆる暴力の根絶

#### ① 人権尊重意識の啓発

男女共同参画社会を実現することは、人権尊重の精神が満ちあふれた社会にすることに繋がります。性別、年齢、障がいの有無、国籍などの異なる人々がともに暮らす社会にあって、一人ひとりが個性や違いを尊重し、多様性を認め合うことが必要であり、すべての人が男女共同参画を正しく理解し、意識を高めていけるような啓発活動を展開し、人権尊重の意識の浸透を図ります。

具体的な取り組み	担当課
「広報とみか」などによる啓発活動・情報提供	企画課
人権尊重意識に基づく学校教育の推進	教育課
人権講演会や研修会などの実施	住民課
人権に関する相談会の実施	住民課

#### ② 配偶者などへの暴力や虐待の根絶

暴力や子どもへの虐待は、決して許されるものではありません。暴力や虐待の根絶に向けて、広報・啓発活動に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントをはじめ、全てのハラスメント行為の防止に対する意識を高めます。

具体的な取り組み	担当課
DV（P16※4）・児童虐待未然防止のための啓発活動、情報提供	企画課・住民課・教育課・こども課
各種関係機関との連携強化によるDV・児童虐待防止被害の早期発見と対応	全課

#### ③ 暴力や虐待などに関する相談窓口の周知と充実

暴力や虐待などに関する相談窓口のパンフレットを配布し周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談しやすい支援体制を整備していきます。

具体的な取り組み	担当課
暴力や虐待などに関する相談窓口の周知	住民課・福祉保健課・教育課・こども課
各種相談機関との連携による相談体制の充実	全課

(DV・各種ハラスメント)	
岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センターとの連携による相談体制の充実	企画課

## 重点目標（２）生涯を通じた健康づくりへの支援

### ① 母子保健の充実

女性の社会進出や核家族化が進む中で、出産や子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。安心して子どもを産み育てることが出来るために、母子保健の充実を図ります。

また、とみか食生活サポートの会による親子の食育教室を開催し、食材や栄養バランスなど食に関する知識の普及に努め、規則正しい食事から健やかな生活リズムをつくるように働きかけます。

具体的な取り組み	担当課
母子保健事業の充実	福祉保健課
出産・子育てに関する相談体制の充実	福祉保健課・こども課
食育の実施	福祉保健課・教育課・こども課

### ② 生涯を通じた心身の健康づくり

健康の維持増進を図るためには、一人ひとりが自分の健康に対する意識を高める必要があります。そのため、健康に関する情報提供や話し合いの場を設けるなど、様々な形で心身の健康に対する啓発活動を推進します。

具体的な取り組み	担当課
健康診査の受診率や予防接種率向上の推進	住民課・福祉保健課
健康づくりに関する情報提供と意識啓発	福祉保健課
保健指導・健康相談の充実	福祉保健課

### ③ 介護支援体制の充実

少子高齢化が進む中、介護が必要な高齢者も増加しています。介護保険サービスが充実する一方、在宅では介護の担い手の多くを女性が行っており、介護負担も大きくなっています。そのため、介護が女性に集中しないよう、男性も介護を担える意識の醸成や社会の支え合いの体制づくり、介護保険サービスなどの充実を促進するなど、介護負担の軽減を図ります。

具体的な取り組み	担当課
介護保険サービスの充実と情報提供	福祉保健課
介護に関する相談体制の充実	福祉保健課
障がい福祉サービスの充実と情報提供	福祉保健課
介護休暇の取得促進	総務課

### 重点目標（3）男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

#### ① 防災活動における女性の参画推進

被災時には、男女の身体的・生理的な違いにより、男女双方の視点からの配慮が必要です。そのため、女性を含めた自主防災体制の強化を図り、男女が協力して防災活動ができる体制づくりに努めます。

具体的な取り組み	担当課
女性の視点からの防災対策の推進	総務課
避難時、避難所における女性をはじめとする人権への配慮	総務課

## 【基本目標3】「次の世代」への男女共同参画社会の基盤づくり

### 重点目標（1）男女共同参画教育・学習の推進

#### ① 学校などにおける男女平等教育の推進

学校では、すべての教育活動を通して、お互いの人権を尊重し性別にとらわれることなく役割を果たし、男女平等の感覚を磨きます。また、一人ひとりの個性と能力にあった進路選択や、主体的に判断をくださることのできる児童生徒の育成を継続していきます。

なお、男女共同参画に対する意識を高めていくためには、男女共同参画について考える場、あるいは学習する場を提供していくことが重要です。そのため、あらゆる世代の男女が生涯にわたり能力を高めることができるよう、実施にあたっては夜間や休日に行うなど、それぞれのライフスタイルにあった学習機会を提供します。

具体的な取り組み	担当課
町職員に対して、男女共同参画に関する研修を開催	総務課・企画課
国や県が開催する講座や講演会などの情報提供	企画課
教育活動・学校（園）運営における男女共同参画の推進	教育課・こども課
性別にとらわれない教育や進路指導の推進	教育課・こども課
各種団体などに対する意識啓発	全課

② 家庭及び地域における男女平等教育の推進

「広報とみか」や町ホームページなどでの啓発活動を通じて、家庭及び地域における男女平等教育の推進を図ります。また、男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、男女共同参画の視点に立った家庭教育に関する学習の機会を保護者に対して提供します。

具体的な取り組み	担当課
「広報とみか」や町ホームページなどでの啓発	企画課
男女共同参画の視点に立った家庭教育の実施	教育課

重点目標（２）男女共同参画に関する広報啓発・情報提供

① 町広報紙などによる広報啓発・情報提供

「広報とみか」や町ホームページを中心に広報・啓発活動を行います。また、インターネットや情報誌を活用し、国や県、自治体などが発信する情報を収集して町民に提供します。また、男女共同参画に関するチラシや資料などを活用した啓発活動を実施します。

具体的な取り組み	担当課
「広報とみか」などによる啓発活動・情報提供	企画課
インターネットなどによる情報収集・発信	企画課
男女共同参画に関する図書などの充実	企画課・教育課
性差別をはじめとした差別的な表現に対する掲載の配慮	全課

## 第4章 数値目標

計画推進のため、達成に向けて取り組む目標として数値等を設定するもの

### 【基本目標1】あらゆる男女がともに活躍できる社会づくり

項目	目標数値	現状値
各種審議会などにおける女性委員の比率	30.0% (町の独自目標)	25.6% (令和5年4月1日)
管理的職業従事者に占める女性の割合	30.0% (町の独自目標)	22.2% (令和5年4月1日)
男性の育児休業取得率	30.0% (町の独自目標)	0.0% (令和4年度実績)

### 【基本目標2】誰もが「安心して」・「健康に」暮らせる社会づくり

項目	目標数値	現状値
「広報とみか」などによる啓発活動・情報提供 ※人権尊重意識の啓発に係るもの	年3回 (町の独自目標)	広報紙掲載 3回 人権講話開催 1回 (令和4年度実績)
人権に関する相談会の実施	年7回 (町の独自目標)	6回 (令和4年度実績)

### 【基本目標3】「次の世代」への男女共同参画社会の基盤づくり

項目	目標数値	現状値
町職員に対して、男女共同参画に関する研修を開催 ※国や県、みのかも定住自立圏事業を含む	年1回 (町の独自目標)	0回 (令和4年度実績)
「広報とみか」などによる啓発・情報提供 ※男女共同参画の普及啓発に係るもの	年2回 (町の独自目標)	1回 (令和4年度実績)
男女共同参画の視点に立った家庭教育の実施	年3回 (町の独自目標)	3回 (令和4年度実績)

## 用語説明

- 持続可能な開発目標（SDGs）（※1）

平成 27 年（2015）9 月の国連サミットで採択された、国連加盟 193 ヲ国が平成 28 年（2016）から令和 12 年（2030）の 15 年間で達成すべき目標のこと。17 のゴールと 169 のターゲットで構成され、ゴール 5 では「ジェンダー平等を実現しよう」と掲げられている。

- ワークショップ（※2）

参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会のこと。あるいは、参加者が自主的活動方式で行う講習会のこと。

- パブリック・コメント（※3）

国などの行政団体が、法律など規制の制定、改廃や、それに係る政令、省令などを定める際にその案を一般に公表して広く意見を求める制度のこと。

- ドメスティック・バイオレンス（DV）（※4）

家庭内における暴力行為。特に夫や恋人など法律上の婚姻の有無を問わず、親しい関係にある男女間にある暴力行為のこと。身体的な暴力行為のほか、精神的な暴力、性的暴力、言葉の暴力、細かい監視なども含みます。